

八千代市入札契約適正化委員会
令和2年度第1回定例会議 議事概要

日時 令和2年7月29日（水） 午後2時から
場所 八千代市役所 旧館4階第1委員会室

出席委員 高橋委員長，添田委員，菊川委員
事務局職員 財務部長，契約課長，工事検査室長，契約課職員3名，
経営企画課長，経営企画課職員2名
担当課職員 事業担当課職員17名

議題

1 入札及び契約手続の運用状況の報告について

事務局から令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告があった。

2 抽出案件の調査審議について

財務部契約課及び上下水道局経営企画課において令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に契約した案件の中から合計6件を抽出し、審議を行った。

(1) 抽出事案1「八千代台第二歩道橋補修工事」

【主な質問・意見等】

- 3者中2者が辞退し1者応札となってしまうが、辞退に至る経緯は。

辞退した2者とも「作業員の確保が困難」という理由で辞退した。今回1者応札となったが、入札参加者は、競争相手が何者いるのか知りえない状況で競争意思を持って一般競争入札に参加しているため、競争は確保されていると考えております。

- 入札金額について、予定価格よりは下回ってはいるが、予定価格と近似値であることについてどう考えるか。

今回の一般競争入札の参加資格要件を満たす推定参加資格業者が14者あった中での競争なので、複数の応札が望ましいとは考えますが、結果的には成立はしていると考えております。

- 2者辞退した理由は、作業員の確保が難しいということだが、作業員数等は明示されているのか。

金抜き設計書を明示していることから、そこから判断して作業の期間とか規模を熟慮したうえで入札していると思われる。

- 参加資格要件を八千代市内に本社を有するものとなっているが、参加資格要件を広げられないのか。

原則的には市内で一定数の業者を確保できるものは、市内制限を参加資格要件の中で設けさせていただいている。地域経済の活性化、工事の担い手確保、災害時の地域防災の観点、市内業者の受注の機会の確保という観点から、市内制限を行っています。また他市でも同様の状況でございます。

- 今回のような一者応札が続くようであれば、公正な競争を確保するために要件を見直しした方が良いのではないのか。

今後検討したいと思います。

(2) 抽出事案2「道路台帳整備測量業務委託」

【主な質問・意見等】

- 6者指名をしているが、6者とも応札しているのか。

予定価格を上回ってしまった業者もいますが、全者応札しております。

- 事業者の入札金額について、予定価格と近似しているが、どのように積算しているのか。

金額を抜いた設計書を資料として添付しておりますので、それを参考に、千葉県の積算基準を用いれば、高い精度で積算することができることから、近い数字になってきていると思われる。

(3) 抽出事案3「学童保育事業委託（新木戸第2学童保育所）」

【主な質問・意見等】

- 随意契約をした大きな理由は何だったのか。

みどりが丘小学校の児童数の増加に伴い、みどりが丘小学校の学区を一部許可学区制に変更し、新木戸小学校内に学童保育を開設することが決定され、12月の議会で予算措置をしました。この後に、プロポーザルや競争入札をしたのでは、4月からの学童保育所の開設に間に合わないためです。

- 通常は競争入札を実施しているのか。

通常であれば、プロポーザルなり競争入札を実施しております。

- 契約事業者は3月に指名停止になっている。その前に契約をしているようだが、指名停止された理由はなんだったのか。

個人情報が入っていたUSBメモリを、学童保育所内で紛失したものです。

- 他の学童についても、この業者に委託しているようだが、履行能力について問題があるように感じられるが、どのように考えているか。

事業者から、改善策の提出を受け、審議し、個人情報の取り扱いについては十分に注意するように注意しております。

- 契約期間が令和2年～5年までとなっているが、3年間という期間を設定した理由は。

児童にとって、短期間に放課後指導支援員等が変更になることは、あまり望ましいことではないことから、3年間という期間を設定しております。

- 随意契約にあたって、他の事業者は考えられなかったのか。

新木戸小学校は緑が丘地域に入り、この高津・緑が丘地域をこの事業者が一括して委託しており、統括マネージャーが一带を見ることで人件費も節減できるメリットがあったことから、本事業者と契約しております。

(4) 抽出事案4「八千代台西保育園施設賃貸借」

【主な質問・意見等】

- 指名8者のうち、入札したのは2者だったが、辞退の理由は。

5者が辞退し1者は未入札でして、5者の辞退理由は「技術者の確保が困難」が2者、「現場代理人の確保が困難」、「会社都合」、「手持ち業務があるため」、という理由でございます。

- 8者を指名した理由は。

名簿掲載事業者の中から、業種リースの中で、資料にあるように、同様の案件について、履行実績がある事業者から選定しております。

- なぜリースという方法を取ったのか。

整備手法については、安全な環境を早期に確保する必要があることから、工期をより短くできる手法であること、今後の人口推計などから、おおむね10年～20年ぐらゐの使用期間を想定し、柔軟で対応が取りやすい工法であること、イニシャルコストを抑え平準化を図るメリットなど、総合的に判断し選択しております。

(5) 抽出事案5「八千代台北16丁目3番地先配水管改良工事」

【主な質問・意見等】

○ 変更契約の理由は何か。

近隣住民との調整により一部区間が昼間から夜間施工となったこと、地下水の湧出量が多いことで土留めが必要となったこと等により1日当たりの施工量が低下し、工期の延長さらには工期が伸び施工日数が増えたことで交通誘導員の増員があり、全体として増額の変更もいたしました。

○ 変更契約は事前に予測できたのか。また増額した金額が大きいので変更契約としたことの妥当性について適正に検討されているか。

工事場所は掘削の深さが1.5メートル未満だったため通常の設計どおり土留めは行わない予定で発注いたしました。予想よりも地下水位が高かったことで結果土留めが必要となりました。また夜間工事への変更については、近隣住民との調整によるもので、どちらも事前には想定できなかったものです。

次に増額変更の妥当性ですが、本変更では工事内容についてはほとんど変更がなく、夜間、土留め、交通誘導員を主な理由として増額となったもので、増額分を変更契約として扱うことは妥当であると考えております。

○ 増額後に減額変更も行っているがその理由は何か。

本工事に隣接して下水道布設工事が行われており、工事範囲が一部本工事と重複していたため、当該重複範囲について下水道工事にて本復旧することとなり、本復旧面積が減少となったことで減額となりました。

(6) 抽出事案6 八千代1号幹線浸水対策管渠布設(シールド工法)工事に伴う污水管渠築造工事

【主な質問・意見等】

○ 随契に先立って行われた一般競争入札はどういった経緯で不調となったのか。

一般競争入札では、入札参加申請が1者もなかったことで不調となりました。市内に本店を置く土木業者を対象に発注し、参加条件としては一般的なもので特別厳しくしたわけではありません。考えられる不調の要因としては、公告時期が10月であったため各業者が手持ち工事を抱え新たに工事を受注できない状況にあったと推測されます。

- 一般競争入札で対象とした市内の土木業者は何者いるのか。
この一般競争入札の参加資格条件を満たす市内の土木業者は14者おります。
- 工期延長の理由には新型コロナウイルス感染症の影響もあるのか。
それはございません。
- 本工事は随意契約であるため、本体工事の付帯工事という考え方もできるのか。
付帯工事ではなく別工事として発注することが適切であると思われます。本工事は、本体工事を施工する上で支障となる污水管渠を移設する工事で、本体工事と一体の付帯工事という考え方よりは、別工事と考えるほうが合理的であると思われます。

3 その他

次回開催日については、令和2年12月から令和3年1月ごろに開催予定とするが、新型コロナウイルスの影響等を考慮し、事務局で調整を行う。

抽出案件数については、財務部契約課4件、上下水道局経営企画課2件の合計6件とする。抽出委員は、高橋委員長にお願いする。

以上のとおり決定した。